

家庭裁判所調査官が自ら担当した事件に関する論文等の公表とプライバシー侵害

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第二小法廷
【裁判年月日】 令和2年10月9日
【事件番号】 令和1年（受）第877号、令和1年（受）第878号
【事件名】 損害賠償請求事件
【裁判結果】 破棄自判
【参照法令】 民法709条・710条
【掲載誌】 裁時1753号1頁
◆ LEX/DB 文献番号 25571104

福岡県立大学教授 森脇敦史

事実の概要

アスペルガー症候群を有するとの診断を受けていたX（当時17歳）が、ナイフをリュックサックの中に入れて持ち歩いたという非行事実に係る保護事件につき、平成N年¹⁾に東京家庭裁判所に送致され、平成N+1年■月、不処分により同事件は終了した。本件保護事件の担当調査官であったY₁は、臨床心理士の資格を有しており、発達障害に関する学会発表や、裁判所の研修機関が編集する専門誌に論文を発表したこともあった。

医学領域の雑誌・書籍を発行する出版社Y₂は、その発行に係る臨床精神医学に関する月刊誌において論文の公募を行った。Y₁は、本件保護事件を題材として執筆した論文を応募したところ採用され、平成N+1年■月発行の同誌で公表された（この時点でXが19歳）。Y₁は、平成N+2年■月までに退職し、同年■月、大学の心理学部教授に就任した。精神医学等の雑誌・書籍の出版社であるY₃は、Y₁が執筆した本件論文を含む公表論文を1冊の本にまとめた書籍を、平成N+4年■月に出版した。

Xは平成N+8年■月頃にY₁に連絡を取り、その勤務先を訪問するなどして、Y₁と連絡を取り合うようになった。同年■月、XはY₁から本件書籍の交付を受けた。その後もXはY₁と連絡を取っていたが、平成N+10年■月、Xは本件書籍を出版したことに抗議して絶版を求める電子メールをY₁に送信し、平成27年8月、本件訴

訟を提起した。原審（東京高判平30・12・12公判物未登載）は、Y₁につきプライバシー侵害による不法行為責任を、Y₂とY₃につきY₁との共同不法行為責任を認めた。Y₁らが上告受理を申立て。

判決の要旨

1 「プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立するものと解される（最高裁平成元年（オ）第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成12年（受）第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁）。そして、本件各公表がXのプライバシーを侵害したもものとして不法行為法上違法となるか否かは、本件プライバシー情報の性質及び内容、本件各公表の当時におけるXの年齢や社会的地位、本件各公表の目的や意義、本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性、本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲とXが被る具体的被害の程度、本件各公表における表現媒体の性質など、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情を比較衡量し、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するか否かによって判断すべきものである。」

2 「少年法は、少年審判を非公開とし（22条2項）、審判に付された少年本人を推知させる記事等を出版物に掲載することを禁止しており（61条）、少年審判規則7条1項及び2項は、少年の付添人以外の者は、同条1項に定める場合を除き、少年保護事件の記録等を閲覧又は謄写することができないと定めている。これらの規定は、少年の健全な育成を期するため（同法1条）、少年に非行があったこと等が公開されることによって少年の改善更生や社会復帰に悪影響が及ぶことのないように配慮したものである。また、家庭裁判所調査官は、裁判所の命令により、少年の要保護性や改善更生の方法を明らかにするため、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識を活用して調査を行う（同法8条2項、9条）のであって、その調査内容は、少年等のプライバシーに属する情報を多く含んでいるのであるから、これを対外的に公表することは原則として予定されていないものというべきである。

本件プライバシー情報は、Xの非行事実の態様、母親の生育歴、小学校における評価、家庭裁判所への係属歴及び本件保護事件の調査における知能検査の状況に関するものであるところ、これらは、いずれも本件保護事件における調査によって取得されたものであり、上記規定の趣旨等に鑑みても、その秘匿性は極めて高い。また、Xは、本件公表の当時、19歳であり、その改善更生等に悪影響が及ぶことのないように配慮を受けるべき地位にあった。さらに、本件保護事件の性質や処分結果等に照らしても、Xにおいて、本件保護事件の内容等が出版物に掲載されるといったことは想定し難いものであったということもできる。」

3 「他方において、本件掲載誌における論文特集の趣旨は、本件疾患の臨床知識を共有することをもって、研究活動の促進を図るとともに、本件疾患に対する正しい理解を広めることにあったところ、Y₁は、このような論文特集のための公募に応じ、本件保護事件を題材とした本件論文を執筆したものである。Y₁は、社会の関心を集めつつあった本件疾患の特性が非行事例でどのように現れるのか、司法機関の枠組みの中でどのように本件疾患を有する者に関わることが有効である

のかを明らかにするという目的で本件論文を執筆しており、その内容が上記論文特集の趣旨に沿ったものであったこと、本件各公表が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍に掲載する方法で行われたこと等に鑑み、本件各公表の目的は重要な公益を図ることにあったといえることができる。そして、精神医学の症例報告を内容とする論文では、一般的に、患者の家族歴、生育・生活歴等も必須事項として正確に記載することが求められていたというのであり、本件論文の趣旨及び内容に照らしても、本件プライバシー情報に係る事実を記載することは本件論文にとって必要なものであったといえることができる。

また、本件論文には、対象少年やその関係者を直接特定した記載部分はなく、事実関係の時期を特定した記載部分もなかったものであり、Y₁は、本件論文の執筆に当たり、対象少年であるXのプライバシーに対する配慮もしていたといえることができる。もっとも、Xと面識があること等から本件論文に記載された事実関係を知る者が、本件論文を読んだ場合には、その知識と照合することによって対象少年をXと同定し得る可能性はあったものである。しかしながら、本件論文に記載された事実関係を知る者の範囲は限定されており、本件論文が医療関係者や研究者等を読者とする専門誌や専門書籍に掲載するという方法で公表されたことからすると、本件論文の読者が対象少年をXと同定し、そのことからXに具体的被害が生ずるといった事態が起こる可能性は相当低かったものというべきである。そして、このことは、実際に、Y₁がXに本件書籍を交付する以前において、X又はXと面識のある者等が、本件論文又は本件書籍を読んで、対象少年をXと同定し、本件各公表がXの改善更生等に悪影響を及ぼしたなどといった事情がうかがわれないことから裏付けられている。」

4 「以上の諸事情に照らすと、本件プライバシー情報に係る事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するとまではいい難い。したがって、本件各公表がXのプライバシーを侵害したものであるとして不法行為法上違法であるということとはできない。そうすると、本件各公表が違法であることを理由とするXのY₁らに対する損害

賠償請求は、いずれも理由がない。」

(結論は4人の裁判官の全員一致、草野裁判官の意見がある。)

判例の解説

一 プライバシー侵害による不法行為成立の判断枠組み

本判決は、プライバシー侵害による不法行為成立の判断枠組みとして、「逆転」事件(最判平6・2・8民集48巻2号149頁)、長良川事件(最判平15・3・14民集57巻3号229頁)を引用し、個別的な比較衡量²⁾によることを明らかにしている。

本判決で考慮すべき要素として挙げられたのは、①本件プライバシー情報の性質及び内容、②本件各公表の当時における被上告人の年齢や社会的地位、③本件各公表の目的や意義、④本件各公表において本件プライバシー情報を開示する必要性、⑤本件各公表によって本件プライバシー情報が伝達される範囲と被上告人が被る具体的被害の程度、⑥本件各公表における表現媒体の性質などである。過去の最高裁判例が提示する考慮要素と対比すると、挙げられている事項は事案の性質に応じて微妙に異なっているが、基本的には同様と考えられる³⁾。

本判決では、本件情報に対する保護の必要性に関わる①②の要素について、情報の内容から「その秘匿性は極めて高い」とし、公表当時において未成年であったこと等から配慮を受けるべき地位にあったことを認めている。その一方で、公表の許容性に関わる③～⑤について、いずれも公表を認める方向で理解を示している。その際、⑥の要素として、公表媒体が専門雑誌及び専門書籍であったことが重視されている。本判決は、一方の衡量利益として本件情報の要保護性が強いことを認めつつも、他方の衡量利益である本件公表の必要性やその方法につき専門家集団の判断を尊重し、不法行為該当性を否定したと考えられる。

二 「プライバシー」によって何が保護されるのか

本判決では、情報の取得経緯に触れる部分はあるものの、基本的には情報内容によって保護対象を画定し、当該情報を公表することの許容性が判

断されている。これは、私的情報の暴露から個人を保護するという、伝統的なプライバシー概念に沿った判断といえる。しかし、本件で問われるべき事柄は、異なるところにあったのではない。

早稲田大学名簿提出事件(最判平15・9・12民集57巻8号973頁)では、講演会出席者の名簿を事前承認なく警察に提出した行為が「プライバシーに係る情報の適切な管理についての合理的な期待を裏切るもの」として、プライバシー侵害による不法行為の成立を認めている。同判決に対しては、私事とは言い難い氏名や住所等についても本人の同意が必要だとした点から、自己情報コントロール権説に沿った判断だと一般に理解されている。しかし、情報の提供が自発的に行われている場合、当該情報はみだりに他人に開示されないという当事者間の信頼関係が成立しておりその破壊を権利侵害と考える、信頼違反⁴⁾の事例であったと捉えることもできる⁵⁾。

調査官がその職務を行うには、少年本人から極めて機微にわたる情報を聞き出す必要がある。そのためには信頼関係の構築が不可欠であり、秘密が守られることはその前提である。この信頼は単に事実上のものではなく、少年法や関連規定により制度上担保されたものである。本判決の事例は、早稲田大学名簿提出事件以上に、信頼違反が本質的な問題であるように思われる⁶⁾。もちろん、信頼関係の保護は絶対的な法益ではなく、公表が正当とされることはある。例えば、時の経過は一つの考慮要素となる。しかし、本件では保護事件終了の直後というべき時期である、Xが19歳である間に論文公表が行われており、公表時においてXがそのことを知ったならばその衝撃は計り知れない⁷⁾。もし信頼関係の破壊が本件における不法行為の本質であれば、本件においては不法行為の成立を認めるべきではなかったか。少なくとも、情報の収集経緯や事前同意の取得可能性について、もう少し踏み込んだ評価が必要であったと思われる。

三 国家賠償請求事件との関係

先にも触れたように、本判決では、情報の収集経緯は当該情報の要保護性を根拠づけるものと位置づけられており、公表行為の正当性に対する評価とは切り離されている⁸⁾。その理由の一端は、

公務員の職務行為としての情報入手と、私人としての公表行為を切り離し、別個に判断されたことにあるように思われる。

本判決と同日、同一事件に関する国家賠償請求についても第二小法廷は判決を下し（最判令2・10・9 裁判所ウェブサイト、LEX/DB25571105）、国の賠償責任を肯定していた原審判決（東京高判平30・3・22 裁判所ウェブサイト、LEX/DB25560518）⁹⁾を破棄している。原審では公表行為の職務該当性も争点となっていたが、私人としての行為であると判断されており、最高裁はその点について審理対象としていない。本件で問題とされる信頼関係は、家庭裁判所調査官という職務の遂行に基づき形成された（されるべきだった）ものである。たとえ本件公表が職務行為に当たらないとしても、私人としての公表行為の正当性を判断する際に、情報取得が職務として行われたことについては、十分に考慮されるべきではなかったであろうか。

●—注

- 1) Xの特定を避けるため、公表された判決文では送致された年が「平成N年」、その後の年が「平成N+〇年」と表記されている。また、月については黒塗りされている。
- 2) 最高裁における比較衡量論の類型につき、市川正人『司法審査の理論と現実』（日本評論社、2020年）378～414頁。
- 3) インターネット検索サービスによる検索結果の削除を求める仮処分申請への許可抗告事件（最決平29・1・31 民集71巻1号63頁）における考慮要素と、「逆転」事件及び長良川事件における考慮要素との対比につき、宇賀克也『個人情報の保護と利用』（有斐閣、2019年）206～208頁参照。
- 4) 信頼違反（breach of confidence）はイギリスにおける不法行為の概念であり、「①その情報が内密（confidential）のものであり、②それが信頼義務（obligation of confidence; duty of confidence）を含む状況において伝えられており、および③それを伝えた者がその無断利用により不利益を受けた場合に、成立」が認められるというものであった（ジョン・ミドルトン「イギリスの1998年人権法とプライバシーの保護」—橋法学4巻2号（2005年）37頁、58頁）。ただし、Campbell判決（Campbell v MGN Limited [2004] UKHL 22）以降、イギリスでは信頼関係の存在に関わりなく情報内容により信頼義務違反の存在を認めるに至っている（ミドルトン・同58～59頁）。Campbell判決とその後の判例の展開につき参照、加藤隆之「プライバシー権侵害・個人データ保護法違反と民事責任——イギリス、アイルランド、日本の比較法的検討」—亜大52巻2号（2018年）1頁。

- 5) 「座談会[プライバシー]」ジュリ1412号（2010年）91頁、93～94頁〔阪本昌成発言〕参照。
- 6) 「自己情報コントロール権の有する複数の価値——人格的価値、関係性構築にかかわる価値、共同体構成的な価値、民主主義的価値、反全体主義的価値、等々——は、それが問題となる文脈や、制約主体の性質に応じて、その濃淡がつけられればよい」（山本龍彦「プライバシー——核心はあるのか」長谷部恭男編『人権の射程』（法律文化社、2010年）137頁、157頁）ため、信頼違反を自己情報コントロール権と二者択一的に捉える必要はない。プライバシー権の定義を巡る、自己情報コントロール権説とこれとは異なる理解に立つ説との対立につき、「権利が直接保障する行為・状態と、その保障を通じて実現・保護される利益を区別することが有益である」との説明（長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』（有斐閣、2017年）121頁〔土井真一執筆〕）も、同じ文脈で考えることができると思われる。
- 7) 草野裁判官意見は、「多感な時期にあった当時の被上告人が本件公表の事実を知ったならば、いかにどの精神的苦痛を受けたか、そして、そのことが被上告人の改善更生にいかほどの悪影響を及ぼしたか、これらのことに思いを致すと、おそれにも似た感慨を抱かざるを得ない。」とする。同意見は、「本件公表における本件プライバシー情報の利用は、被上告人の改善更生という少年法の趣旨に抵触する態様のものであった」としつつ、本件公表による少年の特定がなかったこと、Y₁の自発的な告知によりXが本件公表を知ったことの結果と本件公表との間に相当因果関係が認められないことから、「本件公表によってプライバシー侵害の結果が現実化したということとはできず、本件公表が被上告人に対する不法行為に当たるといってもできない。」として、多数意見の結論に賛同している。
- 8) 判決文中に、「本件保護事件の性質や処分結果等に照らしても、被上告人において、本件保護事件の内容等が出版物に掲載されるといったことは想定し難いものであったということもできる。」との判示はあるものの、この点が特に考慮されたようには見受けられない。
- 9) 本件情報の公表行為が私人としての行為であること、この行為が不法行為に該当すること、執筆届の提出を受けていた家庭裁判所首席調査官等が公表行為を制止しなかったことが過失ある違法な行為であったとして、被告国に対する請求が認められていた。